

介護保険制度が変わります！

平成27年4月より、介護保険制度が大きく変わっています。その中でも主要な変更点についてお知らせします。

✓ 介護保険サービスの利用者負担の見直し

高齢化が進む影響に伴い、介護費用が増大している中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度を持続させるため、これまで一律1割としていた利用者負担について、平成27年8月から一定以上所得者の負担割合を2割とします。

世帯の場合、年金収入280万円以上 ※世帯は住民基本台帳に記載された世帯とします。 ※本人が市民税非課税又は生活保護の被保護者の方もしくは第2号被保険者(40～64歳の方)は、所得にかかわらず1割負担とします。

変更時期

平成27年8月から

適用期間

● 毎年8月から翌年7月まで

※所得更正があった場合は、適用開始を8月までさかのぼり、転入等により世帯構成の変更があった場合は、転入等のあった日の属する月の翌月から新たな負担割合を適用します。

対象者

● 合計所得金額が160万円以上の方(例)一人

● 申請手続きの必要はありません。

● 負担割合証は、7月下旬に市から郵送で交付します。

負担割合証の交付等

● 要介護認定を受け、介護保険サービスを利用することが可能な方に対し、負担割合証(縦12・8cm、横9・1cm)を交付します。

● 介護保険サービスを利用する際は、被保険者証と同様に、サービス事業所に負担割合証を提示してください。

●利用者負担割合の要件

利用者負担割合		
第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円以上	
	一人世帯で年金収入+その他の合計所得金額が280万円未満 2人以上の世帯で同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額346万円未満	上記以外

介護保険制度に関する問い合わせ先

市介護高齢課介護高齢グループ

☎ 23・6458

✓ 施設サービス等利用時の食費・居住費の軽減要件の見直し

現在、市民税非課税世帯に属する方や生活保護の被保護者の方が、施設サービスや短期入所サービスを利用する際には、食費・居住費(滞在費)の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は介護保険から給付が行われています。(特定入所者介護サービス費)

◆ 今回の制度改正により、次の支給要件が見直されました。

変更時期

平成27年8月から

現在、市民税非課税世帯に属する方や生活保護の被保護者の方が、施設サービスや短期入所サービスを利用する際には、食費・居住費(滞在費)の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は介護保険から給付が行われています。(特定入所者介護サービス費)

◆ 今回の制度改正により、次の支給要件が見直されました。

変更時期

平成27年8月から

✓ 低所得者に対する介護保険料が軽減されます

消費税率の引き上げによる増収分を社会保障の財源に充て、平成27年4月分から低所得者の介護保険料を軽減します。

● 対象者及び軽減額

● 広報「わっかない」5月号(2,3ページ)にて掲載しました、「平成27年度から平成29年度までの介護保険料」のうち、「所得段階の第1段階の方は、下の表のとおり保険料を軽減します。」

※平成29年度からは、消費税率が8%から10%に引き上げされることに伴い、第2段階及び第3段階の方も、保険料の軽減を予定となっています。

●軽減対象者

所得段階	本人の課税区分等	世帯の課税区分
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 公的年金等収入額 + 合計所得金額 80万円以下	市民税 [非課税]

●軽減額

《変更前》

基準額に対する割合	保険料額 (年額)	保険料額 (月額)
0.50	29,200円	2,432円

《変更後》

0.45	26,300円	2,188円
------	---------	--------

※基準額 58,400円(年額)

変更点

次の要件が追加となります。

① 世帯分離をしている場合も、配偶者の所得を確認し、配偶者が市民税課税者の場合は対象外となります。

※事実婚含む

※配偶者が行方不明、または配偶者からのDV(ドメスティックバイオレンス)等がある場合は配偶者の所得を考慮しません。

② 本人及び配偶者が所有する現金、預貯金、有価証券等の資産の合計が、一

● 申請時には、預貯金の額が確認できる書類(基本的に申請日の直近から原則2か月前までの期間の通帳の写し等)と、金融機関への調査を実施することの同意書の添付が必要となります。

適用期間中、世帯構成に変更があった場合は、その時点で所得や資産の状況等を改めて確認します。

① 世帯分離をしていない場合も、配偶者の所得を確認し、配偶者が市民税課税者の場合は対象外となります。

※事実婚含む

※配偶者が行方不明、または配偶者からのDV(ドメスティックバイオレンス)等がある場合は配偶者の所得を考慮しません。

② 本人及び配偶者が所有する現金、預貯金、有価証券等の資産の合計が、一

● 申請時には、預貯金の額が確認できる書類(基本的に申請日の直近から原則2か月前までの期間の通帳の写し等)と、金融機関への調査を実施することの同意書の添付が必要となります。



人世帯の場合は1千万円、夫婦の場合は2千万円を上回る場合には対象外となります。

※平成28年8月からは、非課税年金(遺族年金・障害年金)の受給額を考慮して、限度額を認定する予定です。

申請手続きの変更点

● 申請時には、配偶者の有無の確認を行います。

● 申請書には、預貯金の額が確認できる書類(基本的に申請日の直近から原則2か月前までの期間の通帳の写し等)と、金融機関への調査を実施することの同意書の添付が必要となります。